

【静岡県】

1人1台端末の利活用に係る計画

1. 1人1台端末を始めとするICT環境によって実現を目指す学びの姿

学習指導要領及び「令和の日本型学校教育」の構築を目指した中央教育審議会答申（令和3年1月）において、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に実現し「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善が示されている。

その実現のために、ICTは学校教育の基盤的なツールとして必要不可欠なものであり、単なる技術の導入にとどまらず、AIやロボティクス、ビッグデータ解析といった先端技術の活用を前提とした教育に変革していく必要がある。

こうした変革を進めながら、社会が急激に変化する予測困難な時代において、児童生徒がICTを効果的に活用し、様々な情報を主体的に選択・活用することを通じて、自ら考え行動し未来を切り拓いていく力の育成を目指す。

2. GIGA第1期の総括

ICT環境の整備について、平成30年度より順次県立高等学校（中等部含む）の普通教室へ固定式、特別支援学校に可搬式プロジェクターの整備に着手し、令和2年度には全県立学校の普通教室で無線LANが使用できるようにアクセスポイントを整備するとともに、専用回線（広域イーサネット）や学校LBO回線の増強にも取り組んできた。

GIGA端末等については、令和2年度に県立高等学校中等部2校に820台（Chromebook）、特別支援学校小学部・中学部に2806台（iPad）を整備した。令和3年度に5758台（Chromebook）、令和4年度に8172台（Chromebook）、4482台（iPad）を特別支援学校及び県立高等学校へ貸出用端末として整備した。貸出用端末については、更なる有効活用及び学びの保障の観点から、令和5年度末に再配置を実施するなど、環境改善に向けた取組を継続的に行ってきた。

一方、教職員の授業等における利用拡充に向け、全県立校悉皆の「ICT活用授業力向上研修」及び教職員の希望研修として「ICT活用支援研修」を活用スキルに応じて実施してきた。しかしながら、教職員の端末の操作方法等の習熟度に個人差があり、当初は授業での有効活用ができていなかった。

そこで、市町及び学校等の希望に応じた支援研修へと一部形態を変更するなど、教職員の個人差による活用差が生じないように支援している。

3. 1人1台端末の利活用方策

児童生徒1人に1台ずつの端末整備・更新を継続的に実施するとともに、以下の取組を通じて、ICTの効果的な活用を実現していく。

(1) 1人1台端末の積極的活用

学校でのICT利活用の推進及び児童生徒の情報活用能力の育成に向け、経験年数別の研修など幅広く教員の集まる場面において、教科における1人1台端末の活用方法を教示していく。より授業や指導面での活用に直結させる研修へ内容を見直し、教員のICT活用指導力の向上を支援していくことで、「教育DXに係る当面のKPI」の「1人1台端末を週3回以上活用する学校の率」に示されている目標値を達成するとともに、児童生徒の端末活用の日常化を目指す。

(2) 個別最適・協働的な学びの充実

「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、学びや指導のスタイルの更なる変革を図るため、各校種の研修及び学校訪問による指導・助言等により校内研修を支援することで、児童生徒が自ら調べる場面や考えを共有し、まとめ、発表・表現する過程、単元を振り返る場面等における児童生徒の特性や理解度・進度に合わせた課題の取組みを充実させる。また、授業以外の場面でも、生徒同士や教員と生徒がやりとりする場面においても活用を促し、「教育DXに係る当面のKPI」の「個別最適・協働的な学びの充実」に示されている目標値の達成を目指す。

(3) 学びの保障

不登校や外国ルーツ、障害、病気療養など多様な児童生徒に対し、家庭の状況、地域等に関わらず、1人1台端末の特性を最大限活用して、多面的・総合的な支援を実施できるよう、学校での対応だけでなく1人1台端末を活用したバーチャルスクールでのオンライン交流や体験の支援体制を拡充することで、個々の可能性を引き出すための学びの機会の提供を目指す。

また、希望する児童生徒及び家庭に対し、教員と児童生徒の双方がオンライン学習または教育相談を実施できるように平時から環境を整えておき、様々な理由により登校が難しい状況等への円滑な対応に努める。

(4) 情報モラル、情報セキュリティの醸成

児童生徒が自他の権利を尊重し、情報社会での行動に責任を持つことで、犯罪被害を含む危機を回避し、情報を正しく安全に利用できるよう、情報モラルの向上と情報セキュリティ意識の醸成を図るとともに、デジタル技術の利用を通じ、社会に積極的に関与

し、参加していく能力の習得を目指す。

そのため、児童生徒を指導する教職員に対し、情報セキュリティに関するセルフチェックの実施や、オンデマンド動画による研修受講など、教職員が主体的に情報リテラシーの向上に取り組める機会を提供していく。

(5)教育データの利活用組推進

教育情報セキュリティポリシーに基づく情報セキュリティを確保しながら、児童生徒が入力した健康状態（心の健康観察含む）や学習情報等の教育データを1つの画面に集約し、複数の教員で共有できるプラットフォームを構築していくことで、児童生徒の抱える課題の早期発見や理解度に応じた授業づくりに活用していく。

また、児童生徒が自分の端末でいつでも学びを振り返りができることで、強み弱みを客観的に把握できるようになり、主体的な学びの実現に寄与していく等、データという客観的な判断基準を活用することで、全ての生徒の可能性を引き出す学びにつなげる。